

平成三年法律第二号

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例（第二条）

第三章 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例（第三条）

第四章 法人臨時特別税

第一節 総則（第四条―第十条）

第二節 課税標準（第十一条）

第三節 税額の計算（第十二条・第十三条）

第四節 申告及び納付等（第十四条―第十七条）

第五節 雑則（第十八条―第二十条）

第六節 罰則（第二十一条―第二十六条）

第五章 石油臨時特別税

第一節 総則（第二十七条―第三十一条）

第二節 課税標準及び税率（第三十二条・第三十三条）

第三節 免税及び税額控除等（第三十四条・第三十五条）

第四節 申告及び納付等（第三十六条―第四十二条）

第五節 雑則（第四十三条・第四十四条）

第六節 罰則（第四十五条―第四十七条）

第七章 臨時特別公債の発行等（第四十八条・第四十九条）

第八章 臨時特別税の収入の使途等（第五十条―第五十三条）

第八章 雑則（第五十四条）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、湾岸地域における平和回復活動（湾岸地域における平和と安定を回復するために国際連合加盟国が行う活動をいう。）を支援するため、湾岸アラブ諸国協力理事会（湾岸アラブ諸国協力理事会憲章に基づき設立された湾岸アラブ諸国協力理事会をいう。）に設けられた湾岸平和基金に対し平成二年度の一般会計補正予算（第〇号）に基づき緊急に資金を拠出するに当たり、これに必要な財源の確保に係る臨時の措置として外国為替資金特別会計から

の一般会計への繰入れの特例措置及び一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、なお不足する財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、一般会計からの繰入金及びこれらの税の収入により償還すべき公債の発行に関する措置等について定めるものとする。

第二章 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例

第二条 政府は、平成二年度の一般会計補正予算（第〇号）により追加される歳出の財源に充てるため、同年度において、外国為替資金特別会計から、千二百二十五億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

第三章 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例

第三条 政府は、第七章に定めるところにより第四十八条第一項に規定する臨時特別公債の償還に充てるため、平成三年度において一般会計から国債整理基金特別会計に二千七億四百八十八万五千円を繰り入れるほか、平成四年度から平成六年度までの間において九百九十一億六千六百六十六万五千円に達するまでの金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第四章 法人臨時特別税

第一節 総則

（定義）

第四条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国法人 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二 外国法人 内国法人以外の法人をいう。

三 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

四 指定期間 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの期間をいう。

五 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

六 法人臨時特別税申告書 第十四条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税通則法第二十条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

（人格のない社団等に対する適用）

第五条 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

（納税義務者）

第六条 法人は、基準法人税額につき、この法律により、法人臨時特別税を納める義務がある。

（課税の対象）

第七条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、法人臨時特別税を課する。

（基準法人税額）

第八条 この章において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第二百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第三百四十四条の規定並びに租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三章第五節の三及び第六十八条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

（課税事業年度）

第九条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に終了する事業年度をいう。

2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。

一 事業年度の変更その他の事由により、指定期間内に終了する事業年度の月数の合計が十二月に満たない法人及び当該月数の合計が十二月を超える法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。）これらの法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度

二 指定期間内に新たに設立された法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。）指定期間内の日を含む事業年度

三 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等で指定期間内に同条

第十三号に規定する収益事業を開始したもの（次号及び第五号に掲げる法人を除く。）その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度

四 指定期間内に法人税法第四百十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人（次号に掲げる法人を除く。）その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度

五 指定期間内に合併をした法人で合併後存続するもの及び指定期間内の合併により設立された法人 第一号又は第二号に定める事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度

3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（納税地）

第十条 法人の法人臨時特別税の納税地は、当該法人の法人税法第一編第六章の規定による法人税の納税地とする。

第二節 課税標準

第十一条 法人臨時特別税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額から年三百万円を控除した残額とする。

3 課税事業年度が一年に満たない法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年三百万円」とあるのは、「三百万円を十二で除し、これに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 第九条第二項各号に掲げる法人の各課税事業年度の最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、第二項の規定にかかわらず、同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する残額を当該最後の課税事業年度の月数で除し、これに次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数を乗じて計算した金額とする。

一 第九条第二項第一号に掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日以後一年を経過する日までの期間

二 指定期間内に新たに設立された法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。）指定期間内の日を含む事業年度

三 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等で指定期間内に同条

第十三号に規定する収益事業を開始したもの（次号及び第五号に掲げる法人を除く。）その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度

四 指定期間内に法人税法第四百十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人（次号に掲げる法人を除く。）その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度

五 指定期間内に合併をした法人で合併後存続するもの及び指定期間内の合併により設立された法人 第一号又は第二号に定める事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度

3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（納税地）

第十条 法人の法人臨時特別税の納税地は、当該法人の法人税法第一編第六章の規定による法人税の納税地とする。

第十一条 法人臨時特別税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額から年三百万円を控除した残額とする。

3 課税事業年度が一年に満たない法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年三百万円」とあるのは、「三百万円を十二で除し、これに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 第九条第二項各号に掲げる法人の各課税事業年度の最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、第二項の規定にかかわらず、同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する残額を当該最後の課税事業年度の月数で除し、これに次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数を乗じて計算した金額とする。

一 第九条第二項第一号に掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日以後一年を経過する日までの期間

二 指定期間内に新たに設立された法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。）指定期間内の日を含む事業年度

三 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等で指定期間内に同条

	第三十 八条第 一項	法人税の額及び法人臨時特別税の額	準用する場合及びこれらる場合 の規定を湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号。以下「臨時措置法」という。）第十四条第三項（法人臨時特別税の申告書の提出期限の延長）において準用する場合	第六十 七条第 二項	六十金額）及び当該事業年度の臨時措置法に規定する課税標準法人税額につき臨時措置法第四章第三節（税額の計算）の規定により計算した法人臨時特別税の額	第六十 九条第 二項	六十の控除 九条限度額と て政令で定める金額と	第八十 二条	八十掲げる 金額に法第四 十六条第六 号（定義）に 規定する法人 臨時特別税 申告書に記載 すべき臨時措 置法第十四条 第一号若しくは 第二号（課税標 準及び税額の申 告）に掲げる金 額につき	第九十 三条第 三項並 びに 第三号	九十法人 四号税の 所得に對する 法人税及び同 号に規定する 法人臨時特別 税の額	第九十 一条第 一號	所得に對する 法人税及び同 号に規定する 法人臨時特別 税の額	法人税 置法に規定す る課税標準 法人税額に對 する法人臨時 特別税
--	------------------	------------------	--	------------------	--	------------------	-------------------------------	-----------	---	--------------------------------	---	------------------	---	---

第五章 石油臨時特別税

第一節 総則

(定義)

第二十七條 この章及び附則第二条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 原油 石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第一号に規定する原油をいう。
- 二 石油製品 石油税法第二条第二号に規定する石油製品をいう。
- 三 ガス状炭化水素 石油税法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。

四 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。

(課税物件)

第二十八條 原油及び石油製品並びにガス状炭化水素には、この法律により、石油臨時特別税を課する。

(納税義務者)

第二十九條 原油又はガス状炭化水素の採取者（石油税法第五条第一項ただし書、第六条又は第十条第六項の規定により原油又はガス状炭化水素の採取者とみなされる者を含む。）は、平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間にその採取場（同法第五条第五項又は第十条第六項の規定により原油又はガス状炭化水素の採取場とみなされる場所を含む。附則第二条において同じ。）から移出した原油又はガス状炭化水素（同法第五条第一項の規定の適用がある場合には、その消費される原油又はガス状炭化水素とし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価される原油又はガス状炭化水素とし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する原油又はガス状炭化水素とする。）につき、石油臨時特別税を納める義務がある。

2 原油等（石油税法第四条第二項に規定する原油等をいう。以下この章及び附則第二条第三項において同じ。）を平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に保税地域から引き取る者（同法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費者、第四十三条第一項第二号において同じ。）は、その引き取る原油等（同法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費される原油等）につき、石油臨時特別税を納める義務がある。

(適用除外)

第三十條 ガス状炭化水素の採取者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供するガス状炭化水素のみを採取するものには、当該ガス状炭化水素については、この章の規定を適用しない。

(納税地)

第三十一條 石油臨時特別税の納税地は、石油税の納税地となる場所とする。

第二節 課税標準及び税率

(課税標準)

第三十二條 石油臨時特別税の課税標準は、石油税の課税標準となる原油等の数量とする。

第三十三條 石油臨時特別税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき千二十円
- 二 ガス状炭化水素のうち関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七一・一、一七号及び第二七一・二に掲げる天然ガス トンにつき三百六十円
- 三 ガス状炭化水素（前号に掲げるものを除く。） トンにつき三百三十五円

第三節 免税及び税額控除等

(未納税移出等)

第三十四條 石油税法第十条第一項若しくは第十条第一項、租税特別措置法第九十条の四第一項その他の法律又は条約の規定により石油税を免除するときは、当該免除に係る原油等に係る石油臨時特別税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）の規定により石油税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた原油等について租税特別措置法第九十条の四第五項その他の法律の規定により石油税を徴収することとなるときは、当該石油税を徴収すべき者から当該原油等に係る石油臨時特別税を徴収する。

（戻入の場合の石油臨時特別税の控除等）

第三十五條 石油臨時特別税及び石油税課税済みの原油等につき、石油税法第十二条第一項から第四項までの規定により石油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は

還付に係る金額の計算に準じて計算した石油臨時特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 石油臨時特別税及び石油税課税済みの原油等につき、租税特別措置法第九十条の五第一項又は第九十条の六第一項の規定により石油税額に相当する金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算した石油臨時特別税額に相当する金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付する。

3 前二項の規定により石油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて石油臨時特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の三分の一に相当する石油臨時特別税額に相当する金額及び三分の二に相当する石油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

第四節 申告及び納付等

(申告及び納付等)

第三十六條 石油臨時特別税は、石油税の申告にあわせて申告して納付し、又は石油税にあわせて徴収しなればならない。

2 石油臨時特別税及び石油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の三分の一に相当する税額の石油臨時特別税及び三分の二に相当する税額の石油税の納付があつたものとする。

(担保の提供)

第三十七條 石油税法第十八条の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、石油臨時特別税額に相当する担保をあわせて提供しなればならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、石油臨時特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならぬ。

3 石油税法第十九条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

(延滞税)

第三十八條 国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る延滞税を納付すべき場合

においては、未納に係る石油臨時特別税額及び石油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき石油臨時特別税に係る延滞税の額及び石油税に係る延滞税の額とする。

2 第三十六條第一項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

（過少申告加算税又は無申告加算税）

第三十九條 前条第一項の規定は、国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第三十六條第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充当)

第四十條 石油臨時特別税に係る過誤納金は、石油税に係る過誤納金にあわせて還付しなればならない。

2 国税通則法第五十六條第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の石油臨時特別税及び石油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなればならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の三分の一に相当する石油臨時特別税の過誤納金及び三分の二に相当する石油税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の三分の一に相当する未納の石油臨時特別税及び三分の二に相当する未納の石油税に対する充当があつたものとする。

(還付加算金)

第四十一條 国税通則法の規定により還付加算金を、第三十五條第一項及び石油税法第十二条の規定による石油臨時特別税及び石油税の還付に係る金額又は石油臨時特別税及び石油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき石油臨時特別税に係る還付加算金及び石油税に係る還付加算金とする。

[illegible]

「臨時特別公債」といふものを発行することか
きる。

2 第四十八條第二項に規定する平成三年四月一日以後発行される臨時特別公債は、国債整理基

平成三年四月一日から平成四年三月三十一日

平成三年四月一日から平成四年三月三十一日

場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油又はガス状炭化水素につき、同年四月一日以後に石油税法第十二条第一項、第二項又は第四項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする同月以後の各月分については、同法第十三条第一項の規定による申告書の提出を要しないとみなして、同法第十二条及び第十三条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「石油税額」とあるのは、「石油税額（湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律附則第二条第二項の規定による還付を受けようとする石油税額を除くものとし、）」とする。

3 平成四年四月一日前に原油若しくはガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油等に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前二項の規定に準じ、政令で定める。

附 則 （平成三年四月二日法律第二四号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（政令への委任）

第十三条 附則第二条及び第十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

附 則 （平成四年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年二月二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一二年五月三十一日法律第九七号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成一三年三月三〇日法律第六号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

一及び二 略

三 第四条から第十条までの規定並びに附則第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条（会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百六十九条第三項に係る部分を除く。）の規定